

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社オキヤマ	つくば市要 109	2-013778
株式会社小久保造園土木	つくば市小田 2830	2-027904

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和5年12月9日 ～ 令和6年2月8日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

土浦土木事務所発注の道路除草工事(つくば市吉瀬地内)において、(株)オキヤマ(元請)及び(株)小久保造園土木(下請)は、令和5年10月12日、機械式ごみ収集車のごみ投入口に一般廃棄物(刈草)を投入する作業において、満18歳に満たない作業員が重症を負う事故を生じさせた。

(株)オキヤマは、現場作業前に、施工体制台帳を提出しておらず、下請負人に対し、法令に違反する作業への指導・監督を行っていなかったこと、(株)小久保造園土木が土浦労働基準監督署から労働基準法違反の是正勧告を受けたことが、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書に違反する。

5 指名停止理由

上記事実から、(株)オキヤマは、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)第2条第1項及び別表第1第4号イに該当し、(株)小久保造園土木は指名停止等措置要領第3条第1項に該当する。

<指名停止等措置要領別表第1>

措 置 要 件	期 間
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア (略) イ 共通仕様書違反かつ負傷者若しくは損害を伴うもの ウ、エ (略)	当該認定をした日から 2か月以上4か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
 茨城県水戸市笠原町 978-6  
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)